

横浜市寿町健康福祉交流センター
指定管理者公募要項

平成 30 年 2 月

横浜市健康福祉局生活支援課

援護対策担当

目次

| | |
|--|----|
| 1 指定管理者制度の趣旨 | 1 |
| 2 公募の概要 | 1 |
| (1) 対象施設 | 1 |
| (2) 指定期間 | 1 |
| (3) 指定管理者の公募及び選定(「5 公募及び選定に関する事項」参照) | 1 |
| (4) 問合せ先 | 1 |
| 3 指定管理者が行う業務 | 1 |
| 4 横浜市寿町健康福祉交流センターの概要 | 2 |
| (1) センターの設置目的 | 2 |
| (2) 目的達成の手段 | 2 |
| (3) 実施事業 | 2 |
| (4) 職員配置及び経費等(実施事業を支える体制) | 3 |
| (5) リスク分担 | 4 |
| (6) 業務実施上の留意事項 | 5 |
| 5 公募及び選定に関する事項 | 11 |
| (1) 公募スケジュール | 11 |
| (2) 公募手続きについて | 11 |
| (3) 審査・選定の手続きについて | 12 |
| (4) 応募手続きについて | 15 |
| (5) 応募条件等について | 17 |
| 6 協定及び準備に関する事項 | 19 |
| (1) 協定の締結 | 19 |
| (2) 協定の主な内容 | 19 |
| (3) 準備業務 | 20 |
| (4) 指定候補者の変更 | 20 |
| (5) 指定取消及び管理業務の停止 | 20 |

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、また、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたび、横浜市寿町健康福祉交流センター条例（平成 29 年 10 月横浜市条例第 32 号。以下、「条例」といいます。）に基づいて設置される横浜市寿町健康福祉交流センターの管理運営を行う指定管理者を広く公募します。

2 公募の概要

（1）対象施設

横浜市寿町健康福祉交流センター（以下「センター」とします。）

施設の詳細については、「横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者 業務の基準（以下「業務の基準」といいます。）」を参照してください。

（2）指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日（5 年間）

※ 平成 31 年 4 月 1 日の供用開始を予定していますが、供用開始が遅れた場合でも指定管理期間は平成 36 年 3 月 31 日までとなります。

（3）指定管理者の公募及び選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の公募は、「横浜市寿町健康福祉交流センターの指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行います。選定は、条例第 18 条第 1 項に基づいて設置され、「横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づき組織及び運営について定める「横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」といいます。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募法人の中からセンターの設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募書類を提出した応募法人に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

（4）問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当

電話 045 (671) 2425 FAX 045 (664) 0403

E-mail kf-entai@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

横浜市寿町健康福祉交流センター条例第 2 条に規定する事業の実施に関すること。

（詳細は、以下と「業務の基準」を参照してください）

4 横浜市寿町健康福祉交流センターの概要

(1) センターの設置目的

センターは、「寿地区の保健医療の充実を図るとともに、寿地区の住民をはじめとする市民の健康づくり及び介護予防の取組、自立した生活の支援並びに生活環境の向上を推進し、社会参加を促進し、市民相互の交流を深め、もって福祉の向上に寄与するため」に設置される施設です。
(条例第1条)

(2) 目的達成の手段

上記の目的を達成するために、以下のことを実施します。具体的な実施事業は次項の通りとなります。
(条例第2条)

- ア 寿地区の保健医療の充実に関すること。
- イ 市民の健康づくり及び介護予防の取組に関すること。
- ウ 市民の自立した生活の支援に関すること。
- エ 市民の生活環境の向上に関すること。
- オ 市民の社会参加の促進に関すること。
- カ 市民相互の交流の機会の提供に関すること。
- キ その他前各号に準ずる事業

(3) 実施事業

(詳細は「業務の基準」を参照してください)

ア センターの運営に関する業務

- (ア) 診療所、精神科デイ・ケア施設の運営
- (イ) 健康コーディネート室の運営
- (ウ) 一般公衆浴場の運営
- (エ) ラウンジの運営
- (オ) 図書コーナーの運営
- (カ) 利用許可が必要となるセンターの施設の提供
- (キ) 目的外使用の際の対応
- (ク) 物品販売等の申請受付、許可
- (ケ) 自主事業
- (コ) センターの情報提供、健康づくりや介護予防等に関する情報の収集、提供
- (サ) 共同事務スペース(本指定管理外)の運営管理者との連携

イ センターの維持管理に関する業務

- (ア) 建物保守管理業務
- (イ) 設備機器管理業務
- (ウ) 清掃業務
- (エ) 備品管理業務
- (オ) 保安警備業務
- (カ) 外溝、植栽管理業務
- (キ) 廃棄物処理業務

ウ その他の業務

- (ア) 急病、緊急時の対応
- (イ) 遺失物、拾得物の処置、保管
- (ウ) 職員体制の構築と職員配置
- (エ) 管理運営マニュアルの作成
- (オ) 事業計画、事業報告及び自己評価に関する業務
- (カ) 横浜市が実施する行事及び業務への協力
- (キ) 関係機関との連絡調整業務
- (ク) 個人情報取扱い、情報公開に関する業務
- (ケ) その他

(4) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

管理運営責任者としてセンター長を1名配置することとします。また、センターの施設の提供及び診療所、健康コーディネート室の運営等の業務を行うにあたり、必要な能力がある職員を配置する必要があります。必要となる職員の数や資格要件については「業務の基準」を参照のうえ、必要な常勤・非常勤職員を配置し、開館時間内すべてにわたり施設の運営に支障がないよう勤務形態を定めることとします。

イ 指定管理料（指定管理期間中の各予算案が、横浜市会において議決されることを予算執行の条件とするものです。）

施設の運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

ウ 賃金水準の変動への対応

賃金水準の変動については、ご提案いただいた人件費単価を賃金水準の変動に応じて見直すことで、指定期間中2年目以降の指定管理料に反映（以下、「賃金水準スライド」という。）していきます。

このため、収支予算所等に記入いただく各年度の賃金水準スライドの対象となる人件費については、基礎単価と各年度の配置人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。※賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」をご参照ください。

エ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり60万円、年間合計300万円(消費税含む。指定額)の範囲内で、指定管理者が負担します。この金額を超える場合については、別途協議することとします。なお、横浜市が発注する修繕工事は、小破修繕には含まれません。

オ 運営収入

- (ア) 利用料金収入…条例第13条で定める利用料金
- (イ) 自主事業等に係る実費相当額
- (ウ) その他目的外使用に伴う収入

カ 維持管理運営費用

指定管理者が行わなければならない維持管理運営業務に伴う人件費、施設の修繕費、指定管理者が整備しなければならない備品費、光熱水費、保険料、警備業務や清掃業務等を外部委託した場合の委託費、及びその他経費等が含まれます。

キ 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

(5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

| リスクの種類 | リスクの内容 | 負担者 | | |
|--------|----------------------------------|-----|-------|--------|
| | | 横浜市 | 指定管理者 | 分担(協議) |
| 物価変動 | 収支計画に多大な影響を与えるもの | ○ | | |
| | それ以外のもの | | ○ | |
| 賃金水準 | 賃金水準の上昇による人件費の増加 | ○ | | |
| 資金調達 | 資金調達不能による管理運営の中断等 | | ○ | |
| | 金利上昇による資金調達費用の増加 | | ○ | |
| 法令等変更 | 管理運営に直接影響する法令等の変更 | | | ○ |
| 税制変更 | 消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更 | | | ○ |
| | 法人税・法人住民税の税率等の変更 | | ○ | |
| | 事業所税の税率等の変更 | | | ○ |
| | それ以外で管理運営に影響するもの | | | ○ |
| 許認可等 | 市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの | ○ | | |
| | 指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの | | ○ | |

| | | | | |
|------------|---|---|-------------------|------------|
| 管理運営内容の変更 | 横浜市の政策による期間中の変更 | ○ | | |
| | 指定管理者の発案による期間中の変更 | | | ○ |
| 市会議決 | 指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期 | | ○ | |
| 需要変動 | 大規模な外的要因による需要変動 | | | ○ |
| | それ以外のもの | | ○ | |
| 管理運営の中断・中止 | 横浜市に帰責事由があるもの | ○ | | |
| | 指定管理者に帰責事由があるもの | | ○ | |
| | それ以外のもの | | | ○ |
| 施設等の損傷 | 指定管理者に帰責事由があるもの | | ○ | |
| | 指定管理者が設置した設備・備品 | | ○ | |
| | それ以外のもの (負担限度付き 上段：一件あたり、下段：年間合計) | | 60万円以下 300万円以下 | 左記金額を超える場合 |
| 利用者等への損害賠償 | 横浜市に帰責事由があるもの | ○ | | |
| | 指定管理者に帰責事由があるもの | | ○ | |
| | 横浜市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの | | | ○ |
| 公募要項等 | 公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの | ○ | | |
| 不可抗力※ | 不可抗力による施設・設備の復旧費用 | ○ | | |
| | 不可抗力による管理運営の中断 | | | ○ |

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

(6) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (ウ) 横浜市寿町健康福祉交流センター条例（平成 29 年 10 月条例第 32 号）
- (エ) 横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則（平成 29 年 12 月規則第 64 号）
- (オ) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- (カ) 医療法（昭和 23 年 7 月法律第 205 号）
- (キ) 公衆浴場法（昭和 23 年 7 月法律第 139 号）
- (ク) 公衆浴場法施行規則（昭和 23 年 7 月厚生省令第 27 号）
- (ケ) 公衆浴場法施行条例（平成 24 年 9 月条例第 46 号）
- (コ) 公衆浴場法施行細則（昭和 61 年 6 月規則第 67 号）
- (サ) 横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱

- (シ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (ス) 横浜市個人情報保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (セ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (ソ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- (タ) 横浜市中心企業振興基本条例（平成 22 年 4 月条例第 9 号）
- (チ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (ツ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、横浜市の「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」等）
- (テ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）

イ センター及びセンターに付属する設備の維持保全及び管理について

センター及びセンターに付属する設備・備品についてその状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行うこととします。

(ア) センター及びセンターに付属する設備の維持保全及び管理

指定管理者は、関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認を実施し、施設を適切に利用できるかどうかを把握します。施設・設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに横浜市へ報告するとともに協議の上で必要な措置を講じます。

(イ) センターの管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、センターを安全で快適な状態に保つための業務を行うこととします。

ウ 行政との協働について

指定管理者は、横浜市政の方針を理解するとともに、関連局区の運営方針や福祉保健計画等を理解し、関連局区と協働して事業に取り組み、市民に対する福祉保健医療等のサービスの向上に努めることとします。

エ 近隣施設との連携

センターの近隣には、寿福祉センター保育所、生活自立支援施設はまかぜ、横浜市寿福祉プラザ相談室、横浜市寿生活館等の施設があり、センターの運営のために日ごろより連絡調整を密に行うものとします。特に、隣接地に国が整備を予定する公共職業安定所港労働出張所は、多くの方が利用すると想定され、駐輪対策等について連携をとった運営が必要となります。

オ 防災対応

センターには防災備蓄倉庫を設置しており、地元自治会等と協力して管理します。

また、消防法で規定されているセンターの防災訓練のほかに、地元自治会等が行う防災訓練や啓発事業に協力するものとします。

カ センターの周辺対策

センター周辺の不法投棄対策として、横浜市資源循環局中事務所や中土木事務所との連携した取組を行う必要があります。

キ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。なお、受審については、指定開始から3年以内のうち横浜市との協議により定める時期を原則とします。

(エ) 事業実績評価の実施

運営の質の向上を図ることを目的として、局は指定管理者から提出された事業実績を踏まえ達成状況を評価します。その後、目標の達成状況を局と指定管理者双方で共有し、次年度の計画に反映させます。評価結果については公表することとします。

(オ) 運営状況の報告

指定管理者は、横浜市の求めに応じ運営状況について適宜報告するものとします。

(カ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ク その他

(ア) 公正中立性の確保について

指定管理者は、公施設として、住民、地域団体、事業者等に対して公正中立な立場で業務にあたることとします。

(イ) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」(平成17年2月横浜市条例第6号)の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(ウ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」(平成12年2月横浜市条例第2号)の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、情報開示請求等に対して適切に対応することとします。

(エ) 施設の利用について

指定管理者は、正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒むことはできません。(地方自治法第244条第2項)。また、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱をすることはできません(地方自治法第244条第3項)。

(オ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。なお、対人保障の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(カ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(キ) 利用の継続

利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(ク) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(ケ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(コ) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(カ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、横浜市の「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基いて行います。

(シ) 災害等発生時の対応

横浜市防災計画に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

また、日ごろから地域の様々な情報に触れることができるという利点を活かすとともに、センターの災害対策機能（災害時用トイレや給水施設など）の活用など、災害発生に備えた地域の活動を支援することとします。

(ス) 急病等への対応

指定管理者は、利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、マニュアルを作成するとともに、AEDを設置し、その取扱いに習熟するほか、センター内の診療所や近隣の医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うこととします。

(セ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(ソ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。
なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(タ) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行(平成 23 年条例第 51 号)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(チ) 横浜市中企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(ツ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1 回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(テ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律等を踏まえた取組の実施

横浜市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図っています。

指定管理者は、本法律及び本指針の趣旨を踏まえ、物品及び役務の調達等にあたって、障害者就労施設等への優先発注に努めるものとします。

(ト) 高齢者等への虐待の防止に向けた取組の実施

高齢者及び児童に対する虐待並びに配偶者からの虐待などが利用者に疑われる場合は、関係行政機関に報告するものとします。

(ナ) 広報及びウェブアクセシビリティ

指定管理者は、紙媒体によるセンター紹介のパンフレットを用意するとともに、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信し、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮することとします。

(二) その他

記載のない事項については、横浜市と協議を行なうこととします。

5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 公募のお知らせ・公募要項の配布 | 平成 30 年 2 月 13 日 (火) ~ 4 月 4 日 (水) |
| 現地見学会及び応募説明会 | 平成 30 年 3 月 19 日 (月) |
| 公募要項に関する質問受付 | 平成 30 年 3 月 19 日 (月) ~ 3 月 25 日 (日) |
| 公募要項に関する質問回答 | 平成 30 年 3 月 30 日 (金) 頃 (予定) |
| 応募書類の受付期間 | 平成 30 年 4 月 4 日 (水) ~ 4 月 9 日 (月) |
| 審査・選定 (面接審査実施) | 平成 30 年 4 月 23 日 (月) |
| 選定結果の通知・公表 | 平成 30 年 5 月中旬 (予定) |
| 指定管理者の指定 | 平成 30 年 9 月下旬 (予定) |
| 指定管理者との協定締結 | 平成 31 年 1 月下旬締結 (予定) |

(2) 公募手続きについて

ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市のホームページに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間：平成 30 年 2 月 13 日 (火) から平成 30 年 4 月 4 日 (水)

(イ) 配布場所：横浜市市民情報センター (横浜市中区港町 1-1)、横浜市各区広報相談係、健康福祉局生活支援課援護対策担当

ホームページからダウンロードができます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/kotobukichocenter/20180115101649.html>

ウ 現地見学会 (現在は施設建設中) 及び応募説明会

現地見学会及び応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。なお、現地見学会終了後、説明会を行います。

(ア) 開催日時：平成 30 年 3 月 19 日 (月) 午後 2 時から午後 4 時まで

(イ) 開催場所：横浜市寿福祉プラザ 2 階会議室

(ウ) 参加人数：各団体 3 名以内とします。

(エ) 申込方法：参加をご希望される団体は、3 月 9 日 (金) 午前 9 時から 3 月 15 日 (木) 午後 5 時までに、FAX または E-mail で「横浜市寿町健康福祉交流センター応募説明会申込書」(別紙 1) を横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当にお送りください。

なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (ア) 受付期間：平成30年3月19日(月)午前9時から3月25日(日)午後5時まで
- (イ) 受付方法：FAXまたはE-Mailで「質問書」(別紙2)を横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当宛にお送りください。なお、電話でのお問合せには応じられませんのでご了承ください。

オ 質問への回答

回答方法：平成30年3月30日(金)(予定)に、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載により回答します。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/kotobukichocenter/20180115101649.html>

カ 応募書類の受付

- (ア) 応募書類：「5(4) 応募手続きについて」を参照
- (イ) 受付期間：平成30年4月4日(水)午前9時から平成30年4月9日(月)午後5時
- (ウ) 受付方法：横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当(関内新井ビル10階)まで、ご持参又は記録が残る送付方法(簡易書留等)でご提出ください(受付期間内必着)。
※送付先 〒231-0017 横浜市中区港町1-1
横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定評価委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市健康福祉局長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計3名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定評価委員会による審査及び横浜市健康福祉局長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市健康福祉局長が指定の通知を行うことにより、横浜市寿町健康福祉交流センターの指定管理者として正式に指定されます。

イ 横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員(以下「選定評価委員」といいます。)(敬称略・五十音順)

| 氏名 | 備考 |
|-------|---------------|
| 石倉 郁男 | 公認会計士 |
| 新保 美香 | 明治学院大学社会学部 教授 |
| 長倉 靖彦 | 横浜掖済会病院 病院長 |
| 松澤 秀夫 | 中区老人クラブ連合会 会長 |
| 村田 由夫 | 寿地区自治会会長 |

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

| 項目 | 審査の視点 | 配点 |
|----------------------|--|-----------|
| 1 団体の状況 | | 30 |
| (1) 団体の理念・基本方針 | 団体の理念や基本方針等が公共性の高いものであり、公の施設を管理する団体として、社会的に理解が得られるか。 | 5 |
| (2) 団体の財務状況 | 団体の財務状況は健全で施設の管理運営を安心して任せられるかどうか。 | 5 |
| (3) 団体の活動実績等 | 市内に団体の本部があるか、またセンターの目的と類似した事業や、運営者にふさわしい事業の市内での実績があるか。 | 10 |
| (4) 地域特性の理解・関心 | 寿地区に関する市の施策の方針や寿地区の歴史的背景、地域住民の生活状況、医療の現状など地域特性を理解しているか。 | 10 |
| 2 運営ビジョン | | 15 |
| (1) 施設運営の基本的な考え方 | センターの設置目的を理解し、地域住民の健康・医療・福祉・交流に寄与するため、指定管理者としてどのように施設運営を行うかが具体的に示されているか。 | 15 |
| 3 職員配置・育成 | | 10 |
| (1) 職員の確保、配置及び育成 | 人員配置や勤務体制が適切か。また必要な有資格者や経験者の確保の手段や、人材の育成及び研修計画等に具体性があるか。 | 10 |
| 4 施設の管理運営 | | 40 |
| (1) 施設・設備の管理及び保守の考え方 | 施設の安全確保及び建物の長寿命化の観点を踏まえた考えが示されているか。 | 5 |
| (2) 事件や事故の防止・危機管理体制 | 事件や事故の防止体制が適切か。事故発生時の対応、連絡体制などに具体性があり適切か。 | 5 |
| (3) 防災に対する取組み | 市（区）防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているのか。地域と連携した具体的な取組みが提案されているか。 | 10 |
| (4) 施設の適切な利用許可 | 公平・公正に利用受付及び許可を行うための方針があり、利用者の立場に立った対応をするための工夫が見られるか。 | 5 |

| | | |
|--------------------------|---|-----------|
| (5) 広報・利用促進計画 | センターが寿地区内外の交流の機会を提供する役割を理解し、センター及び寿地区の歴史や現状に関する情報発信を行い、利用促進につながる具体策が示されているか。 | 5 |
| (6) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応 | 利用者の意見、苦情等の受付方法やこれらに対する改善方法に具体性があるか。また、迅速に対応できる体制について示されているか。 | 5 |
| (7) 横浜市の重要施策を踏まえた取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護、情報公開、人権尊重への取組が横浜市の施策を踏まえた内容になっているか。 ・ヨコハマ3R夢プランを踏まえた取組か。 ・市内中小企業振興を踏まえた取組か。 ・障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針の趣旨を踏まえた取組か。 ・横浜市男女共同参画行動計画に沿った取組か。 ・次世代育成対策推進法などの趣旨に沿った取組か。 | 5 |
| 5 事業の企画・実施 | | 90 |
| (1) 事業計画、事業展開 | | 60 |
| ア 診療所の運営体制 | 診療所等の運営実績があり、寿地区の医療の需要を踏まえ、地域に根差した診療を継続的に運営する体制が具体的に示されているか。 | 15 |
| イ 一般公衆浴場の運営体制 | センターでの一般公衆浴場の運営を通じ、地域住民の生活環境の向上を図るための取組が具体的に示され、実現可能なものとなっているか。 | 15 |
| ウ 健康コーディネート室の運営手法 | 寿地区内の住民の健康に関する課題等を理解し、健康づくりや介護予防等に取り組む手法が示されているか。 | 15 |
| エ 1階諸室、広場及び活動交流スペースの運営手法 | ラウンジ、図書コーナー、作業室、調理室、多目的室、広場、活動交流スペースの具体的な活用方法や諸室の連携についてその手法が示されているか。 | 15 |
| (2) 共同事務スペース運営団体との連携 | 施設内に設置される指定管理区域外の共同事務スペースの運営団体と協力する方向性が提示されているか。 | 5 |
| (3) 関係機関、地域団体との連携 | 地域福祉の現状をふまえ、地域行事への協力や自主企画事業の実施等において、地元関係機関・団体等とのネットワークを構築して事業展開ができるか。 | 15 |
| (4) 横浜市との協働 | センター再整備基本計画や地域福祉保健計画、区事業等を十分に把握したうえで、センターの役割を理解し、行政と協働して取り組む計画になっているか。 | 10 |

| | | |
|---------------------------|---|-----|
| 6 収支計画及び指定管理料 | | 15 |
| (1) 指定管理料及び施設の課題等に応じた費用分担 | <ul style="list-style-type: none"> ・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料になっているか。 ・利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。 | 10 |
| (2) 運営費の効率性 | 経費削減の視点を持った管理運営が期待できるか。 | 5 |
| 合 計 | | 200 |

※なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定評価委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として指定管理者選定終了後に公表します。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/kotobukichocenter/20180115101649.html>

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。（平成 30 年 9 月下旬予定）

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、原本を1部、写しを12部提出してください。なお、写しについては下記の通り用意してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

| 種別 | 部数 | 内容書類 | 綴り方 | 備考 |
|----|-----|-----------|-------------------------|---------------------------|
| 原本 | 1部 | ア～ト | ファイル綴り | |
| 写A | 1部 | ア～ト | クリップ留め（ファイル、ステープラー等は不可） | |
| 写B | 10部 | イ、ウ、オ、コ、サ | ファイル綴り | 団体名は黒塗りにする等伏せた形で作成してください。 |
| 写C | 1部 | イ、ウ、オ、コ、サ | クリップ留め（ファイル、ステープラー等は不可） | 団体名は黒塗りにする等伏せた形で作成してください。 |

- ア 指定申請書（様式1）（横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則 第1号様式）
- イ 事業計画書（様式2）
- ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式3）
- エ 賃金スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式4）
- オ 団体の概要（様式5）
- カ 申請団体役員名簿（様式6）
※県警照会用エクセルファイル（データ）も提出してください。
- キ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式7）
- ク 定款、規約その他これらに類する書類
- ケ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）
- サ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類。
- シ 税務署発行の納税証明書「その3の3」（法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。）
- ス 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式8）
現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。
- セ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9）：公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。
- ソ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- タ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ※ 加入の必要がないため、ソ・タ・チのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式10）を提出してください。
- ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの
- ト その他、申請に際して必要な証明書類や確認書類などの写しを添付してください
- ※共同事業体が応募する場合の応募書類について
共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。「オ 団体の概要（様式5）」の次に、以下の2点の書類を添付してください。
オー a 共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）
オー b 共同事業体連絡先一覧（様式5-3）
なお、オ～トの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。
- ※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。
- ※医療法の規定により、営利を目的とする法人（※注）が共同事業体の構成団体になることはできません。

(※注) 「地方自治法に基づく指定管理者制度の活用の際しての留意事項について」
(平成 15 年 11 月 21 日 医政総第 1121002 号)

(一部省略)

記

- 1 地方自治法に基づき指定管理者に病院の管理を行わせる場合の病院等の開設者について
地方公共団体以外の主体が病院等の管理を委託する場合には、当該病院等において医療を提供している者が医療法上の病院等の開設者となるものであるが、地方自治体の指定管理者制度に基づき地方公共団体が設置する病院等の管理を指定管理者に行わせる場合においては、当該病院等の管理運営に係る責任を、指定管理者に管理を行わせる地方公共団体が有する指定管理者制度の趣旨にかんがみ、指定管理者に管理を行わせている地方公共団体を医療法上の病院等の開設者とする。こと。
指定管理者に病院等の管理を行わせる場合において、条令又は協定等により規定すべき事項を参考までに示すと、以下のとおりである。
 - ・診療科目
 - ・病床数及び病床区分
 - ・地方公共団体が関与する仕組み
 - ・医療事故の場合の責任の所在
 - ・その他病院等の管理運営に関する重要事項
- 2 指定管理者とすることができる者の範囲について
改正法の施行に伴い、医療法人については指定管理者とすることが可能となったが、医療法第 7 条第 5 項の趣旨に照らし、営利を目的とする者については指定管理者とすることができないこと。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

指定管理者は、横浜市による寿地区に関する施策の方針並びに寿地区の歴史的背景並びに生活環境及び地域福祉の現状を理解するとともに、寿地区の医療の需要を把握し、条例第 2 条に規定する事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民の寿地区に関する主体的活動及び相互の交流に対する支援を行うことができる法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。
(以下「団体」という)

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2 年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ 共同事業体の場合の取扱いについて

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）」を提出することとします。また、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

エ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

オ 接触の禁止

選定評価委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

カ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき一案とします。複数の応募はできません。
また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

(ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

(ア) オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

コ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

サ 応募書類の開示

応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

また、全応募者の選定記録は、評点を含めて同条例に基づく情報公開請求によって開示する場合があります。なお、開示にあたっては、横浜市が定める非開示事項を除きます。

シ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。

ス 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

セ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権はそれぞれ作成した団体に帰属します。なお、選定評価委員会で選定された指定候補団体の提案書類については、仮協定締結後、横浜市が公表できるものとしします。

6 協定及び準備に関する事項

（1）協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

（2）協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

イ 法令の遵守

ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)

エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）

オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

コ 指定管理満了に関する事項

サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

シ 協定内容の変更に関する事項

ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務、③開設準備作業等を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

また、センターの前身にあたる寿町総合労働福祉会館運営団体との間で引継ぎ等を行う場合があります。

なお、準備に要する費用等については、横浜市と指定管理者が協議のうえで決定します。

(4) 指定候補者の変更

健康福祉局は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合も、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出することがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

ウ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき

エ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき

オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき

キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき

ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき

ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき

- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき
指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定
管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また横浜市に損害が発生した場合の損
害賠償の支払い等を求めることがあります。
- なお、指定管理者が本市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜
市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。